

## **令和2度沖縄型オープンイノベーション創出促進事業ITスタートアップ補助対象事業 企画提案応募要領**

一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター（以下「ISCO」という。）では、沖縄県からの委託を受けて、「沖縄型オープンイノベーション創出促進事業委託業務」を実施している。当該受託業務において、沖縄型オープンイノベーション創出促進事業（以下「本事業」という。）における対象事業者を、以下の要領で広く募集する。

### **1 事業の趣旨**

ITを活用した新たなビジネスやサービス等を提供するため、本県の強み産業（沖縄県アジア経済戦略構想の重点戦略及び産業成長戦略に掲げる産業分野をいう。）や地域社会を対象とし、又は本県独自の環境を活用して、県内においてビジネスプランの実現化に向けた取組を行う者に対して支援を行うことにより、本県におけるITの利活用や産業連携を促進し、県内産業の高度化・高付加価値化を図ることを目的とする。

また、補助対象は、ビジネスプランの実施に必要な機能を有する試作製品又はサービスモデル（プロトタイプ）を作成し、市場での試行提供（トライアル）を通じてビジネス化の検証を行い、その結果をもとに試作製品又はサービスモデルの改良を行う活動を実施する事業とする。

### **2 募集の趣旨**

この企画提案の募集により、沖縄県内において、ITを活用するビジネスプランのプロトタイプを作成し、トライアルを通じた初期顧客の獲得や、市場・顧客の反応を踏まえたプロトタイプの改良等の活動を通じたビジネスプランのブラッシュアップを図ることで精度の高いビジネスの実現化に向けた取組を行う者を選定し、当該者の事業実施に係る費用の一部を補助する。

### **3 事業の概要**

#### **(1) 事業の内容**

沖縄県内において、ITを活用するビジネスプランの実現化に向けて、必要最小限の機能を有するプロトタイプを作成し、トライアルを通じた初期顧客の獲得や、市場・顧客の反応を踏まえたプロトタイプの改良等の活動を実施する事業を行う者に対して補助を実施する。

#### **(2) 事業期間**

交付決定の日から令和3年1月31日まで

#### **(3) 補助額及び補助限度額**

補助率8/10以内、補助限度額2,000千円

※消費税及び地方消費税は含まない。

※補助期間及び予算額は本企画提案公募時点の予定であり、変更の可能性がある。

※補助限度額は、審査結果に基づく順位等により決定するため、申請額と同一になるとは限らない。

#### **【補助額の一例】**

1,500千円×1事業者

1,000千円×4事業者

計5,500千円（5事業者）

(4) その他

別に定める令和2年度沖縄型オープンイノベーション創出促進事業ITスタートアップ補助対象事業企画提案仕様書（以下「企画提案仕様書」という。）のとおり。

#### 4 応募要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 沖縄県内に本社若しくは事業所を置く創業後3年以内の法人若しくは個人事業主、又は沖縄県内で創業しようとする者であること。

※上記の「法人」及び「個人事業主」とは、以下の定義に該当する「中小企業者」を指す。

業種分類	中小企業者の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が50人以下の法人及び個人
サービス業 (注1)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人及び個人

注1 ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下又は従業員300人以下

- (2) 次のいずれかに該当する者（みなし大企業）でないこと。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

※「大企業」とは、上記(1)で定義する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう。

- (3) 沖縄県の強み産業や地域社会を対象とし、又は沖縄独自の環境を活用して実施するITを活用したビジネスプランを有し、今後、沖縄県内での事業化を目指す者であること。

- (4) 本事業の企画提案公募に係る受付期間内に事前相談（詳細は「5 応募の手続き等」の事前相談の項目を参照）を1回以上受けた者であること。

- (5) 同一の事業計画により、他の公的助成制度（補助金、助成金等）による助成等を受けている者又は採択が決定している者でないこと。

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（※）の規定に該当しない者であること。

※地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいず

れかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (7) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (8) 訴訟や法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。
- (9) 応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有せず、反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける者でないこと。
- (10) 県内において事業進捗状況又は事業内容に関する打合せに対して、迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。
- (11) 応募者につき、提案は1件であること。
- (12) 本応募要領及び企画提案仕様書に記載された趣旨をすべて了解する者であること。
- (13) 補助金適正化法等の関係法令遵守義務及び公金による補助事業を実施するに当たって義務が生じることについて承服できること。

## 5 応募の手続き等

- (1) 公募説明会の開催

※令和2年度沖縄型オープンイノベーション創出促進事業では、新型コロナウイルス感染拡大のリスクを回避する観点から、集合型の公募説明会の開催を中止しております。代替措置として、事業概要等をまとめた映像や公募内容、昨年度採択事業者紹介等を下記のとおり公開いたします。

① 公開期間 令和2年5月15日（金）～6月30日（火）（予定）

② 場 所 ISC0 のHP上にて公開予定。

- (2) 事前相談

本公募に係る応募書類の事前相談を次のとおり受け付ける（予約制）。

ア 事前相談期間 公募開始日～令和2年6月25日（木）17時

イ 予約方法 事前相談を希望する者は、以下のメールアドレスに、件名を「沖縄型オープンイノベーション創出促進事業事前相談予約」とした上で、「①会社名又は個人名、②担当者役職及び氏名（個人の場合は省略可）、③応募を検討している事業内容（50文字以内）、④電話番号、⑤相談希望日（例：第一希望〇月〇日午後〇時、第二希望〇月〇午前〇時）」を送信すること。（メールのみ受付）

ウ 連絡先 E-mail: startup@isc-okinawa.org

※ 担当者より個別にメールで連絡いたします。

## エ 留意点

（ア）相談希望日は上記受付期間内の日付とし、以下の時間帯とする。

【事前相談対応可能時間】

月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

※ 事前相談期間の終了間近や相談希望日直前の連絡については、希望の日時の予約を調整することが難しい場合があります。

- (イ) 事前相談は、1事業者につき2回まで受け付ける。
- (ウ) 1回の相談時間は30分以内を目安とすること。

### (3) 応募申請書等の提出

応募申請書等の提出は、次により持参又は郵送により行うこと。ただし、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、受付期限内に到着するよう送付すること。

ア 受付期間 公告開始日～令和元年（2019年）6月30（火）17時まで

イ 提出書類 「6 応募書類等」に定める書類

ウ 受付先及び問い合わせ先 以下のとおり

#### （受付先及び問い合わせ先）

〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅2丁目3-6 那覇市IT創造館4階

一般財団法人 沖縄ITイノベーション戦略センター アクセラレーションセクション  
担当：兼村、金城、名幸、新本

TEL:098-953-8154 E-mail:startup@isc-okinawa.org

受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

※上記の受付時間以外での申請書等の受付は致しませんので、ご注意下さい。

## 6 応募書類等

### (1) 応募書類

#### ① 申請書類

- ア 応募申請書……………【様式1】
- イ 各種様式……………【別紙1】～【別紙6】
- ウ その他補足説明資料（会社案内、パンフレットなど）……（任意）

※ 提出部数：2部（正本1部（片面印刷）、写し1部（長辺とじ両面印刷）

※ 申請書類は原則としてA4版、左綴りとし、様式1を1ページ目として通しページを中央下に必ず打ち、左上をダブルクリップで留めること。ステープラー（ホッチキス）止めや製本は行わないこと。

※ 申請書に記載する内容については、今後の事業執行の基本となるため、提案の事業費総額内で実現が可能な範囲で記載すること。

※ 補助対象候補者として決定した場合であっても、応募者の都合により記載された内容に大幅な変更が生じる場合は、補助金を交付しないことがある。

#### ② 添付書類

- ア 誓約書……………【様式2】
- イ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）【法人の場合】
- ウ 税務署に提出した開業届の写し（電子申告を行った場合は「メール詳細（受信通知）」を印刷したもので代用添付可能）【開業済の個人事業主の場合】
- エ 住民票（応募日以前3ヶ月以内に発行されたもの）【個人事業主及び個人の場合】
- オ 直近3ヶ月の国税、都道府県税及び市区町村税に係る納税証明書

※ 提出部数：2部（正本1部、写し1部（長辺とじ両面印刷）

※ 添付書類の写しは原則としてA4版、左綴りとし、左上をダブルクリップで留めること。ステープラー（ホッチキス）止めや製本は行わないこと。

### ③ その他書類

ア 申請書類チェックシート

イ 申請書類のデータを格納した電子記録媒体（メール等による提出可）

※ 提出部数：1部

※ 応募書類正本一式をPDFデータ化し、電子記録媒体（メール等による提出可）に格納のうえ提出すること。原則としてPDFデータは、応募書類一式をカラーにて1ファイルにまとめて格納すること。なお、PDFデータについては、選定委員会委員配布用に用いることを想定している。

### (2) 申請に関する留意事項

ア 申請に係るビジネスプランや事業計画について、同一の内容で既に国等の公的助成制度による助成等を受けている場合、又は採択が決定している場合は、審査の対象から除外し、又は採択の決定が取り消されることがある。

イ 応募書類に不備等がある場合には審査の対象とならないことがあるため、申請書様式に従い記入を行うこと。なお、審査を行う上で追加資料の提出を求めることがある。

ウ 提出された申請書類、添付資料等は返却しない。なお、これらの書類は審査の目的のみに使用し、すべての内容を機密保持する。

エ 補助金交付額について、申請に係る事業が採択に至った場合であっても、審査の結果等により申請額から減額して交付決定することがある。

## 7 審査方法及び審査のポイント

### (1) 審査方法

#### ア 第一次審査（書類審査）

沖縄県及びISCOにおいて、4の応募資格等を満たしているかを含め書類審査を行い、上位数者を選定する。選定された者に対しては、第二次審査（プレゼンテーション審査）の日時と場所を通知し、選定されなかった者に対しては、結果のみを通知する。

#### イ 第二次審査（プレゼンテーション審査）

外部有識者等で構成する評価検討委員会において、応募者自ら企画提案の内容や経費等についてプレゼンテーションを行った後、評価検討委員会において、その内容等を審査し、提案内容の優れた順で順位をつける。なお、一定水準を満たした提案がないと判断された場合には該当者なしとする。

※ プrezentationを行う時間帯については、後日連絡する。

※ プrezentationに際しては、審査員が容易に理解できるよう、図表やグラフ、イラスト等を用いるなど工夫し、簡潔・明瞭に説明すること。

※ 補助金額については、提案内容や審査順位等に応じて変更（減額）になる場合がある。

### (2) 主な審査のポイント

#### ① 採択要件

※企画提案仕様書「補助対象事業の主な要件」参照

ア 沖縄県内に本社若しくは事業所を置く創業後3年以内の法人若しくは個人事業主、又は沖縄県内で創業しようとする者であること。

- イ 本事業で作成するプロトタイプのトライアルを実施するに当たっては、対象地域に沖縄県内を含めるとともに、その活動を通じて得られた市場・顧客の反応を分析・評価し、当該プロトタイプの改良等を図ること。
- ウ 観光立県沖縄における課題解決や、新型コロナウィルス影響下における社会課題解決、県内各産業の課題解決、高度化につながりうる実証内容であること。
- エ 実証により得られた知見や成果を活用し、実証から3年以内（補助対象事業完了後3年以内）の事業化を目指す内容であること。

#### ② 事業内容

- ア 本事業の趣旨・目的等を理解した内容か。
- イ 沖縄県の課題解決に対する熱意があり、事業の実施に向けた強い意志があること。

#### ③ 実行性

- ア 適切な事業の実施体制が構築されているか。
- イ 事業の実施に要する経費が具体的に記載されており、補助金の経理について、十分な管理能力を有していること。

#### ④ 具体性

- ア ビジネスプランのターゲットが明確であり、活動内容等が具体的であること。
- イ 事業において実施するプロトタイプ作成やトライアル実施等の活動の内容が、技術的・制度的に実現可能であること。
- ウ 事業実施スケジュールが具体的・効果的であり、着実な成果の実現が期待できること。

#### ⑤ 実証体制

- ア ビジネスプランの内容が、本県の産業や社会の課題、ニーズ等を踏まえたものであること。
- イ ビジネスプランの内容が、類似又は競合するサービスに対して差別化されているなど、優位性が見込まれること。
- ウ 事業において実施するプロトタイプ作成やトライアル等の活動が、事業化に向けて効果的なものであること。
- エ 将来的な事業化・実用化に繋がることが期待されるものであること。

#### ⑥ 経済性

- ア 人件費、事業費等の積算は妥当であること。

### (3) 審査結果の通知

審査結果は、電子メールで通知した後、追って書面でも通知する。

### (4) その他留意事項

評価検討委員会の意見に基づき、順位の高い応募者と沖縄県において協議を行い、確認を受けた事業提案について補助金の交付決定を行う。なお、企画提案の交付決定を行うにあたっては、内閣府による事前確認が必要となる場合がある。当該場合は、第二次審査を通過した事業提案について内閣府の事前確認を行い、確認を受けた事業提案について補助金の交付決定を行う。なお、内閣府の確認の結果によっては、交付決定を行わない場合がある。

## 8 補助事業の開始

沖縄県から補助金交付決定後に事業を開始することになるが、以下の点に留意すること。

### (1) 申請内容の公表

交付決定を受けた事業については、法人名・代表者名（屋号、個人名）、事業テーマ、事

業の概要等を公表することがある。なお、公表する内容については、事前に調整を行う。

(2) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、補助金の重複受給等が判明した場合は、交付決定後であっても交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用が行われることがある。

(3) 補助金の支払い

本事業における補助金の交付は、補助期間終了時に提出する実績報告書に基づき、精算払いを行う。

(4) 補助金の経理

補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業期間の終了年度の翌年度以降5年間保存する必要がある。

(5) 事業の終了

ア 実績報告書の提出

本補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和3年1月31日のいずれか早い日までに、報告書（A4版）及び報告書に係る電子記録媒体（PDF形式）を提出すること。

イ 取得財産の管理

本補助事業により取得し、又は効用が増加した財産の所有権は補助事業者にあるが、この財産の処分については一定の制限がある。また、これら財産を処分したことにより当該補助事業者に収入があったと認められるときは、その収入に相当する額の全部又は一部を沖縄県に納付すること。

ウ 成果報告書の提出

補助事業の終了後は、知事の求めに応じて成果報告書を提出すること。

エ 事業成果報告書の提出

補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、毎会計年度終了後60日以内に当該補助事業に係る過去1年間の事業成果状況について、事業成果報告書（第17号様式）を知事に提出すること。

オ 産業財産権に関する届出

補助事業者は、補助対象事業に基づく発明、考案等に関する特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく財産権届出書を知事に提出すること。

(6) その他

補助事業の遂行にあたっては沖縄県及びISCOと隨時協議を行い、その指示に従うこと。

## 9 スケジュール（予定）

交付決定までのスケジュールは以下のとおりを予定しているが、変更することもあり得る。

- |                   |                           |
|-------------------|---------------------------|
| (1) 公募開始、事前相談受付開始 | 令和2年5月15日（金）              |
| (2) 事前相談受付期間終了    | 令和2年6月25日（木）17時           |
| (3) 応募書類提出期間終了    | 令和2年6月30日（火）17時           |
| (4) 第一次審査結果通知     | 令和2年7月7日（火）予定             |
| (5) 第二次審査         | 令和2年7月13日（月）13:00～17:30予定 |
| (6) 第二次審査結果通知     | 令和2年7月下旬予定                |
| (7) 交付決定          | 令和2年8月上旬予定                |

※ 「(8)第二次審査結果通知」及び「(9)交付決定」の時期については、「(7)採択候補事業に対す

る内閣府確認」の完了以降となるため、内閣府確認の実施状況によっては、8月上旬以降に遅れる可能性があります。予めご了承ください。

## 10 その他留意事項

- (1) 以下のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。
  - ア 提出期限を過ぎて応募書類が提出された場合
  - イ 応募した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ウ 応募要領に違反すると認められる場合
  - エ その他担当者が予め指示した事項に違反した場合
  - オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - カ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
  - キ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き、原則として認めない。
- (4) 応募申請書の作成や送付に要する経費等、本事業の応募に係る経費は応募者の負担とする。
- (5) 提出された応募申請書等については返却しない。
- (6) 補助事業者の選定に関する審査内容や経過等については、公表しない。また、審査の結果（不採択の理由等）に関する問い合わせには一切応じない。
- (7) 補助事業者の選定に当たっては、提案された内容等を総合的に評価し決定する。そのため、事業を実施するに当たっては、沖縄県及びISCOと協議して進めていくものとし、提案された内容すべてを実施することを保証するものではない。
- (8) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県及びISCOと協議するものとする。

## 11 問い合わせ先

〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅2丁目3-6 那覇市IT創造館4階  
一般財団法人 沖縄ITイノベーション戦略センターアクセラレーションセクション  
担当：兼村、金城、名幸、新本  
TEL:098-953-8154 E-mail:startup@isc-okinawa.org